

○阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例

平成17年 2月11日阿蘇市条例第181号

改正 平成22年12月16日阿蘇市条例第30号

平成25年 3月22日阿蘇市条例第17号

平成28年 3月24日阿蘇市条例第19号

平成28年12月22日阿蘇市条例第44号

平成29年12月18日阿蘇市条例第26号

令和 5年12月11日阿蘇市条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、阿蘇山上の開発、利用の促進を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項の規定に基づき、公園道路の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(公園の設置)

第2条 公園道路の設置は、熊本県阿蘇市阿蘇山道路使用料徴収所を起点とし、頂上に至る間とする。

(公園道路の管理)

第3条 公園道路は、阿蘇登山者の利便のため一般の利用に供するものであるが、特に道路を損傷する車両についてはこれが使用を制限し、又は使用料を徴収することを得るものとする。

(管理の委託)

第4条 公園道路の管理については、法人その他の団体であって市が指定するものに委託することができる。

(車両の区分及び使用料)

第5条 使用できる車両の区分及び使用料は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条の規定により市町村が設置する福祉に関する事務所（福祉に関する事務所を設置していない町村にあっては、町村）が有料道路通行料金の割引措置の対象者と認めた者が所持する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）又は療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の規定によるもの）を提示する者に係る次に掲げる車両については、前項に定める料金の額の半額とする。この場合において、10円未満の

端数が生じたときは、その端数金額を切り上げた額とする。ただし、身体障害者手帳及び療育手帳に記載された有料道路通行料金の割引措置の有効期限が過ぎたものを除く。

(1) 割引対象者が自ら運転する車両で、身体障害者手帳の所定箇所に自動車登録番号又は車両番号が記載されているもの

(2) 割引対象者（前号の規定の適用を受ける車両に係る者を除く。）が乗車し、その移動のために介護者が運転する車両で、身体障害者手帳又は療育手帳の所定箇所に自動車登録番号又は車両番号が記載されているもの

3 使用を禁止する車両は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、使用料の全部、又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納入)

第6条 使用料は、使用の都度阿蘇市山上事務所に納入し、これと引替えに使用券の交付を受けなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第8条 詐欺その他不正行為によって使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例（昭和32年阿蘇町条例第16号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成22年12月16日阿蘇市条例第30号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日阿蘇市条例第17号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月24日阿蘇市条例第19号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月22日阿蘇市条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月18日阿蘇市条例第26号）

この条例は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年12月11日阿蘇市条例第34号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

（単位：1 台）

車両の種類	使用料の額
1 自転車	無料
2 原動機付自転車	1 回につき400円
3 軽二輪自動車	
4 小型二輪自動車	
5 軽自動車（軽二輪自動車を除く。）	1 回につき1,000円
6 小型自動車（小型二輪自動車を除く。）	
7 普通自動車	
8 小型バス（乗車定員29人以下のもので、車両総重量8トン未満、車両の長さ7メートル未満の乗合自動車に限る。）	1 回につき2,800円
9 中型バス（車両総重量8トン以上、車両の長さ9メートル未満の乗合自動車に限る。）	1 回につき3,300円

備考 この表の「車両の種類」欄における用語については、次に定めるところによる。

- （1） 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する自転車をいう。
- （2） 原動機付自転車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条に規定する原動機付自転車をいう。
- （3） 軽二輪自動車 法第3条に規定する軽自動車のうち、二輪自動車（側車付きのものを含

む。)をいう。

(4) 小型二輪自動車 法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付きのものを含む。）をいう。

(5) 軽自動車 法第3条に規定する軽自動車をいい、人の運送の用に供する自動車にあっては、乗車定員10人以下のものをいう。

(6) 小型自動車 法第3条に規定する小型自動車をいい、人の運送の用に供する自動車にあっては、乗車定員10人以下のものをいう。

(7) 普通自動車 法第3条に規定する普通自動車のうち、車両総重量8トン未満のもの最大積載量が5トン未満のもの又は乗車定員29人以下のものに限る。ただし、人の運送の用に供する自動車にあっては、乗車定員10人以下のものに限る。

(8) 乗合自動車 法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車（乗車定員10人以下のものを除く。）であって、人の運送の用に供する自動車をいう。

別表第2（第5条関係）

使用を禁止する車両	1 別表第1に規定する車両に該当しないもの 2 被けん引自動車を連結するけん引自動車
-----------	---

備考 この表における用語については、次に定めるところによる。

「けん引自動車」とは、けん引するための構造及び装置を有する自動車をいい、「被けん引自動車」とは、けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。